

不正防止対策運営・管理規程

UNISEC 規第 23-22 号

(目的)

第 1 条 この規程は、NPO 法人大学宇宙工学コンソーシアム（以下 UNISEC という。）における競争的資金等の事業運営・管理に関し、適正な運営・管理を図ることを目的とする。

(競争的資金等)

第 2 条 この規程において競争的資金等とは官公庁及び官公庁が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金等をいう。

(責任体制と役割)

第 3 条 理事長は、UNISEC における競争的資金等の運営・管理の最高管理責任者として UNISEC を統括するものとする。

2 事務局長は、会計事務統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、UNISEC における競争的資金等の会計事務を統括するものとする。

3 会計担当者は、競争的資金等の経理事務を行うと共に、競争的資金等の不正防止を図るための対策を実施し、実施状況を会計事務統括管理責任者に報告する。

(職員の責務)

第 4 条 UNISEC 職員は、配分された競争的資金等の使用又は管理に当たっては、当該競争的資金等の趣旨及び目的等を認識し、関係法令、関係各省庁が定める当該競争的資金等の取扱規程等（以下「関係法令等」という。）及び UNISEC のコンプライアンス規程、研究者倫規程を遵守しなければならない。

(研究者の定義)

第 5 条 研究者とは、UNISEC が参画する研究プロジェクトへの参加者をいう。

(研究者の責務)

第 6 条 研究者は、競争的資金等が公的資金であることを十分に認識し、法令及び関連規則及び UNISEC のコンプライアンス規程、研究者倫規程を遵守しなければならない。

2 研究者は、研究費の適正使用に関し規則等を十分理解し、別に定めるところにより関係法令等を遵守する旨の誓約書を提出するものとする。

(競争的資金等の申請手続き及び管理)

第7条 競争的資金等の申請は原則としてUNISEC職員が行う。研究者による申請が義務付けられているプロジェクトについては、最高管理責任者の了解の下で申請し、管理はUNISEC職員が行う。

(不正行為の定義)

第8条 不正行為とは、故意又は研究者としての重大な過失により基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に掲げる行為をいう。

(1) 研究活動における特定不正行為

- ①捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ②改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ③盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

(2) その他の研究活動における不正行為

- ①二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること
- ②不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されないこと
- ③研究成果の漏洩 非公開の他人の研究成果、文章又は知的財産を、当該研究者等の知ることなく外部に公表又は漏らすこと
- ④利益相反 当該研究によって知りえた研究成果或いは情報を自己の利益のために使用する、あるいはその目的のために研究に参加すること

(3) 研究費の不正使用

(4) 前3号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

(不正情報の報告)

第9条 UNISEC 職員又は研究者は、不正行為に関する告発等による情報を認知又は入手した場合、速やかに会計事務統括管理責任者に報告相談するものとする。

2 会計事務統括管理責任者は、当該通報の受付をしたときは、速やかに運営・管理の最高管理責任者に報告するものとする。

3 最高管理責任者は告発等を受付けてから30日以内に調査の可否を判断するとともに、関係機関に調査の可否を報告しなければならない。

(不正情報の告発)

第10条 原則として、告発は会計事務統括管理責任者に対して顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等が明示されて、かつ不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受付ける。ただし、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(告発の基準)

第11条 告発の基準は次に掲げる行為が該当する。

- (1) データや結果の捏造。実際に実験を行っていないにもかかわらず、実験結果を作成し論文に記載する。
- (2) データの改ざん。実験結果を意図的に操作し、グラフや数値を書き換える。
- (3) 盗用。他の研究者の論文から文章や図表を無断でコピーし、自分の論文に掲載する。
- (4) 不適切なオーサiership。研究に貢献していない人を著者に加えたり、貢献度の高い人を著者から外したりする。
- (5) 利益相反の開示の不備。企業からの資金提供を受けて研究を行っているにもかかわらず、その事実を論文に記載しない。

(告発者及び被告者の保護)

第12条 告発をしたことあるいは告発をされたことを理由に、減給、降格、退職金の不支給・減額、給与上の差別、退職の強要などの不利益な扱いをしてはならない。

(調査)

第13条 最高管理責任者は、不正の報告を受けたときは、直ちに外部有識者が半数以上を含む委員による調査委員会を設置し、概ね30日以内に調査を開始するものとする。

2 調査委員は当該案件に利害関係のない者に限るものとする。

3 調査を行う場合、当該事案に関わる公的機関に調査開始の旨を通知することとする。

調査委員会は、前項の任務遂行の結果を報告書にまとめ、最高管理責任者に提出しなければならない。

(調査中における一時的執行停止)

第14条 調査委員会は、必要に応じて、非通報者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(認定)

第15条 調査委員会は、本調査開始後概ね150日以内に不正使用等が行われたか否かの認定を行うものとする。ただし、本調査の過程において、学外者等への調査により時間を要した場合は、この限りではない。

2 前項の認定は、本調査により得られた物的証拠、関係者の証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行われなければならない。

3 本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正の疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、不正行為と認定される。

- 3 調査委員会は、認定結果を取りまとめ、最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 不正行為と認定された研究者は14日以内に調査委員会に不服申し立てをすることができる。
- 5 不服申し立てがあった場合、20日以内に却下或いは再調査の決定をするものとする。調査委員会は、再調査を原則として、30日以内に開始しなければならない。
- 6 不服申し立てがあり、却下或いは再調査の決定をした時は、当該事案に関わる公的機関にその旨を通知することとする。

(報告及び調査への協力等)

第16条 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について最高管理責任者に報告、協議しなければならない。

2 通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監督体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を最高管理責任者に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を最高管理責任者に提出する。

3 また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、最高管理責任者に報告する。

4 UNISEC職員及び研究者等は、調査委員会が行う不正情報通報の内容の調査に協力しなければならない。

5 上記のほか、最高管理責任者の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該最高管理責任者に提出する。

6 また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じることとする。

7 当該事案に関わる公的機関に、不服申し立て及び却下や再調査開始及び結果の情報も含めて報告しなければならない。

(秘密保持)

第17条 通報の処理に関わる者及び調査委員会の委員並びにその他の関係者は、通報された内容及び調査で得られた情報並びにその他その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(公表)

第18条 不正使用等に関する公表は、最高管理責任者が行う。

2 不正使用等が行われたと認定した場合において、当該不正使用等が故意又は重大な過失によるものであるときは、原則として、不正使用等を行った者の氏名、不正使

用等の内容その他必要な事項を公表するものとする。

3 不正使用等が行われなかったと認定した場合は、原則として、当該認定に係る公表は行わない。ただし、認定前に当該事案が外部に漏洩していた場合は、不正使用等が行われていなかったことその他の必要な事項を公表するものとする。

4 通報が悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該通報者の氏名その他の必要な事項を公表するものとする。

（不正による研究費の返還）

第19条 教職員による競争的資金の不正な使用及び管理により競争的資金を返還する必要が生じた場合は、当該教職員がその返還金全額を負担することを原則とする。

（是正措置等及び被通報者の処分）

第20条 最高管理責任者は、調査委員会からの調査結果を受け、法令等違反などが明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）を講じるとともに、その調査結果を関係各省庁の資金最高管理責任者に報告しなければならない。

2 不正使用が私的流用を行うなど悪質性の高い不正使用者に対しては、刑事告発や民事訴訟など法的な措置をとることができる。

3 UNISEC内における懲戒処分は、UNISEC就業規則に準じる。

（業者等への対応）

第21条 会計事務統括管理責任者は、業者等にUNISECの規則等を説明し、一定の取引実績やUNISECにおけるリスク要因や実効性を考慮した上で、次の事項が記載された誓約書の提出を求める。

- (1) UNISECの規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- (2) 内部監査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- (4) UNISEC教職員を含むすべての関係者から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

（相談窓口の設置）

第22条 UNISECにおける競争的資金等に係る事務処理手続及び使用等に関し、明確

かつ統一的な運用を図るため、UNISEC内に相談窓口を置く。

2 相談窓口は、UNISECにおける競争的資金等に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、UNISECにおける効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

3 相談窓口は、相談があった場合、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、相談内容が重大なものと判断した場合、直ちに職員に調査を命じるものとする。

(通報窓口の設置)

第23条 UNISEC内外からの告発等を受け付ける通報窓口を、UNISEC内に置く。

2 通報を受けた監査室長はその内容を会計事務統括管理責任者に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた統括管理責任者は、報告内容を精査したうえで最高管理責任者に報告するものとする。

4 通報は、原則として当該通報を行う者（以下「通報者」という。）の氏名を明らかにした上で、書面（電磁的記録を含む。）により行われる。

(モニタリング及び監査)

第24条 UNISECにおける競争的資金等の適正な運営及び管理のため、内部監査規程に基づき、内部監査担当者が監査を実施する。

(1) 競争的資金等の適正な管理のため、最高管理責任者の下に内部監査担当者を設置する。

(2) 競争的資金等の事業数の概ね10%を無作為に抽出して、監査の対象とし、主として書類上での調査を行う通常監査を実施する。

2 内部監査担当者は、監事とも、それぞれの意見形成に相互に影響を及ぼすことを避

けつつ、不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的、効果的かつ多角的な監査を実施できるようにする。

(不正防止計画の策定と実施)

第25条 会計事務統括管理責任者は不正防止計画を策定し、具体的な対策の実施を推進、実施状況を把握する。

2 会計事務統括管理責任者はモニタリング及び監査結果を踏まえ、不正防止計画を定期的に見直す。

3 不正防止計画の策定と実施に当たっては、理事会などで監事との情報交換や意見

交換を通して連携を強化する。

附則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年10月30日から施行する。

附則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年2月20日から施行する。

附則

競争的資金の運営・管理規程は、平成30年4月1日から不正防止対策運営・管理規程と名称を変更し、施行する。

附則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。